

## 《子ども会による「市の委託バス」の利用について》

市内の子ども会が社会教育施設の見学や体験活動などを行う際、その移動手段として、市が委託により運行するバス（以下「委託バス」という。）を利用することができます。

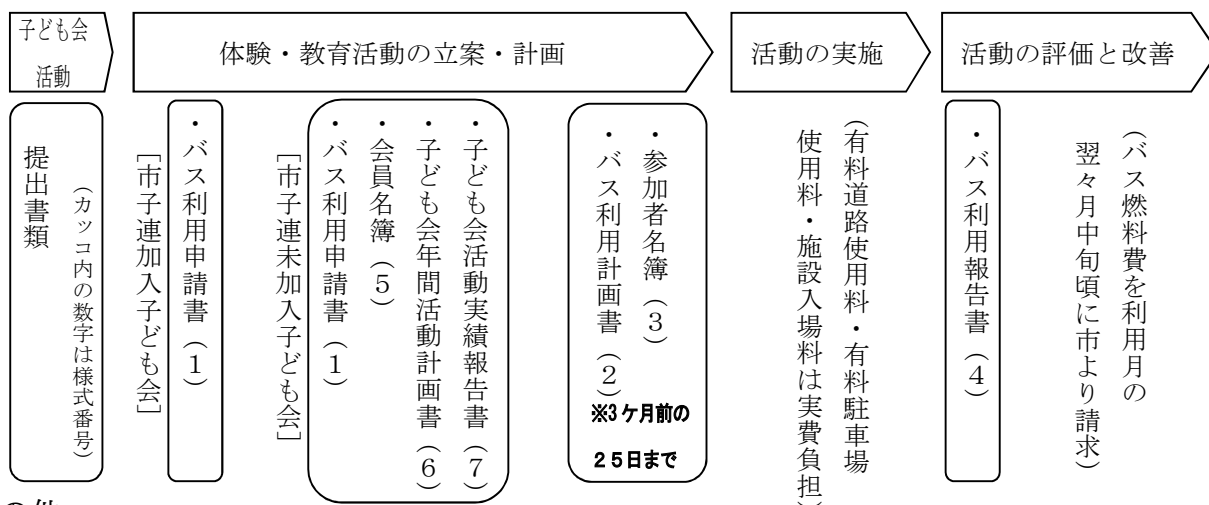
1. 利用対象 市内の子ども会は、子どもの教育活動を行う場合の移動手段として、委託バスを年1回に限り利用できます。なお、プールや海水浴、遊園地、ホテルのバイキング等の会員の娯楽・親睦が主目的の場合は対象となりません。  
 ※社会教育施設の例：博物館、美術館、科学館、青少年自然の家など

### 2. 提出書類と期限

提出書類	期限	留意点
バス利用申請書（様式1）	計画案作成時	
バス利用計画書（様式2）	利用月3ヶ月前の25日まで	
参加者名簿（様式3）		
バス利用報告書（様式4）	利用後1ヶ月以内	
会員名簿（様式5）	計画案作成時	・総会資料などで代用可 ・市子連に加入している単位子ども会は、提出免除
子ども会年間活動計画書（様式6）		
子ども会活動実績報告書（様式7）		

※提出先 成田市教育委員会生涯学習課（市役所5階）

### ～委託バス利用の流れ～



### 3. その他

- ①委託バスを利用する際は、必ず当日の「引率責任者」を決めてください。
- ②万一の事故に対応するため、参加者は、傷害保険・賠償責任保険に加入することをお勧めします。（成田市子ども会育成連合会に加入している単位子ども会会員は、活動中のケガや病気、誤って第三者にケガを負わせてしまったり物を壊したりしたときに、「全国子ども会安全共済会」の補償が受けられます。）
- ③利用する台数は原則1回1台としますが、予算がなくなり次第お断りすることがありますのでご了承ください。
- ④1日のバスの利用台数に限りがありますので、希望が集中した場合、先着順となります。

【提出・問合せ先】成田市教育委員会生涯学習課  
 〒286-8585 成田市花崎町 760  
 TEL：0476-20-1583 FAX：0476-24-4326